

災害時等における新型コロナワクチン集団接種の対応について

風水害、または地震が発生した場合または、そのおそれのある時、市民の皆さまをはじめ新型コロナワクチン集団接種に関係する方の安全等を確保するため、集団接種の基本的取扱いを下記のとおり定めることとする。

1 中止の基準

(1) 風水害時

① 暴風警報及び台風の接近に伴う大雨警報、洪水警報、高潮警報または大雨特別警報が発表されたとき、または発表が予想されるときは中止とする。

《全市一斉》

② 局所的な大雨により、特定の地域に被害が発生している場合もしくは、被害の発生が予想される場合で、集団接種の実施が困難である場合は、当該地域の区長と健康福祉局長が協議の上、中止を決定する。《地域ごとに中止判断》

(2) 地震災害時

市域において、震度5弱以上の地震が発生した時は中止とする。《全市一斉》

(3) 津波警報など

① 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発令されたときは中止とする。《全市一斉》

② 「伊勢・三河湾」に津波警報が発令されたときは、中村・瑞穂・熱田・中川・港・南・緑区の状況を考慮して中止を決定する。《地域ごとに中止判断》

(4) 南海トラフ地震臨時情報発表時

南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）が発令された時は中止とする。《全市一斉》

※臨時情報が発表された後、調査終了の発表がされるまで集団接種は中止。

(5) その他

「避難に関する情報」の警戒レベル3以上が発令された地域は中止とする。

2 中止の判断時期

(1) 集団接種の開始前

① 集団接種日が日曜日の場合、午前5時時点で判断

② 集団接種日が水・木・土曜日の場合は、午前11時の時点で判断。

(2) (1) の時間以降及び集団接種開始後

- ① 上記1 (1) に該当する場合は中止する。ただし、その時点で受付を終了しているものは接種する。
- ② 上記1 (2)、(3) ①、(4) (5) の場合は、即座に中止する(速やかに屋外に誘導する)。
- ③ 上記1 (3) ②の場合は、津波到達予想時刻等を考慮して判断する。

3 中止の場合の被接種者への連絡方法

- ① 市ウェブサイトへの掲載
- ② 教えてダイヤルによる応答
- ③ 市政記者クラブへの報道提供(テロップ依頼等)
- ④ 会場へ中止の張り紙の掲出

4 中止とした場合の予約者の日程変更の取り扱い

- ① 1回目接種が中止となった方は、中止となった日の3週間後に予定していた2回目分を1回目として接種する。また、中止となった時点で6週間後の予約が始まっていなければ、2回目分として枠を確保する。(予約が始まっている場合には、7週間後以降に原則一括の接種枠(会場数の影響を受ける場合は分散して)を設ける。)
- ② 2回目接種が中止となった方は、中止となった日の1週間後以後の数回の接種日の接種時間を延長し、その時間に振り分けて、2回目を分散接種する。
- ③ 予約者の日程変更の連絡については、文書にて郵送するほか、市ホームページに掲載する予定。

5 避難所として指定されている施設での対応について

- ① ワクチン接種会場が、避難所として指定されている場合は、ワクチン接種スペースとは別のスペースを避難スペースとする。
- ② 災害発生時において、予め確保した避難スペースの収容人数を超える避難者が生じた場合は、ワクチン接種を中止し、避難スペースを確保する。